

石川県有施設への広告掲載に係る仕様書

番号	施設名	掲載箇所
1	県庁舎（行政庁舎）	2階 市町交流コーナー
		2階 食堂前掲示板
		19階 自動販売機横パーティション
2	石川県立音楽堂	プロムナード壁面
3	石川県ふれあい昆虫館	1階 休憩コーナー壁面
4	石川県パスポートセンター	ガラス壁面
		パンフレットスタンド

【共通事項】

- ・ 広告物の掲載及び撤去に係る費用は、広告取扱事業者の負担とする。

1 「県庁舎（行政庁舎）」への広告掲載仕様書

1 媒体の概要

施設の名称	県庁舎（行政庁舎）
所在地	金沢市鞍月1丁目1番地
開館日、時間	平日 午前8時30分～午後5時45分 （2階食堂の営業時間は午前11時30分～午後3時） ※19階展望ロビーのみ 平日 午前10時～午後8時（1～3月は午前10時～午後7時） 土日祝 午前10時～午後8時（年末を除く）
年間利用者数	推計で年間約70万人が利用
主な利用者	職員及び一般来庁者
備考	—

2 募集広告枠（別紙参照）

掲載期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
広告掲載箇所	屋内・壁面貼
掲載可能スペース	① 2階市町交流コーナー（ピクチャーレール使用可能） 左（縦200cm×横800cm）、右（縦150cm×横800cm） ② 2階食堂前掲示板 ※食堂前の廊下壁面に掲示板を設置 縦150cm×横800cm ③ 19階自動販売機横パーティション ※展望ロビー西側 縦180cm×横500cm

3 注意事項等

掲載内容に関する制限事項	石川県広告事業掲載基準（第2条、第4条関係）
掲載方法に関する注意事項	1. 広告物の材質は限定しないが、壁面を損傷することなく、接着による掲示や掲示板の設置等を予定しており、掲出に係る費用は広告掲載者の負担とする。 2. 広告掲出期間終了時には広告掲載者により撤去するものとし、原状復旧に費用を要する場合は広告掲載者の負担とする。
契約後の日程	1. 広告主及び広告内容が決定次第、制限事項に反していないことを判断するために必要な事項（広告主の概要、業務内容や掲載する商品、サービス等）を、県に報告する。 2. 掲載開始日から起算して10日前までに、広告原稿をEメールにて県に提出する。提出後、原稿を修正する必要がある場合は、県と協議の上、速やかにその作業を行う。
その他	節電等、庁舎管理上必要な協力を行う。

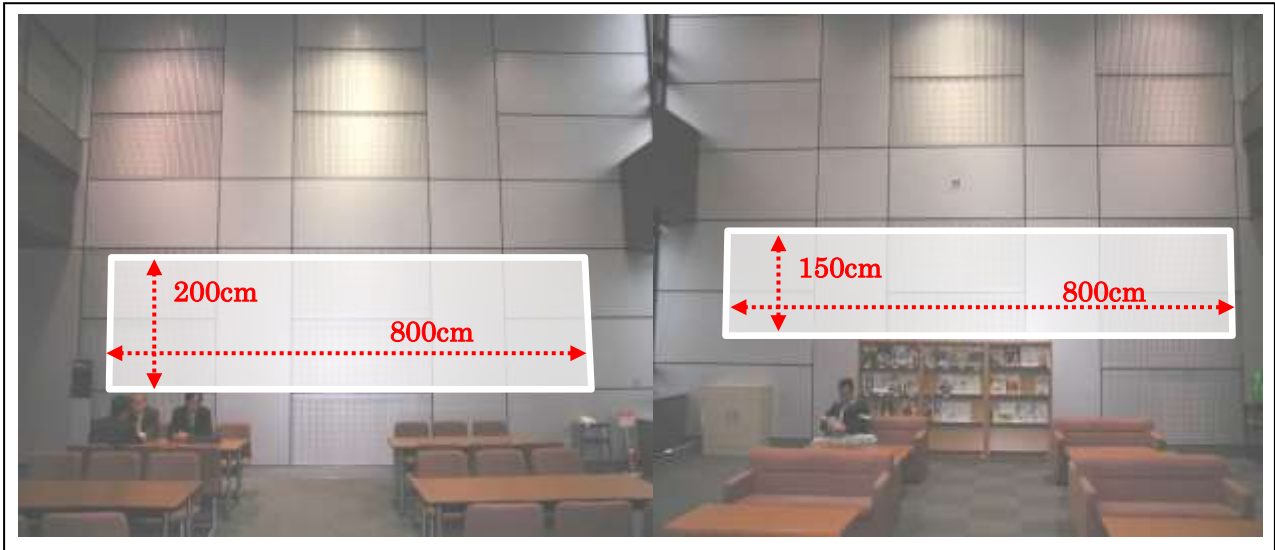
◆ 連絡先

所属 石川県 総務部 管財課 庁舎管理グループ
所在地 〒920-8580 石川県金沢市鞍月1-1 行政庁舎6階
連絡先 電話番号 076-225-1261 / FAX 076-225-1264
電子メール e110900a@pref.ishikawa.lg.jp

「県庁舎（行政庁舎）」への広告掲載箇所

① 2階 市町交流コーナー

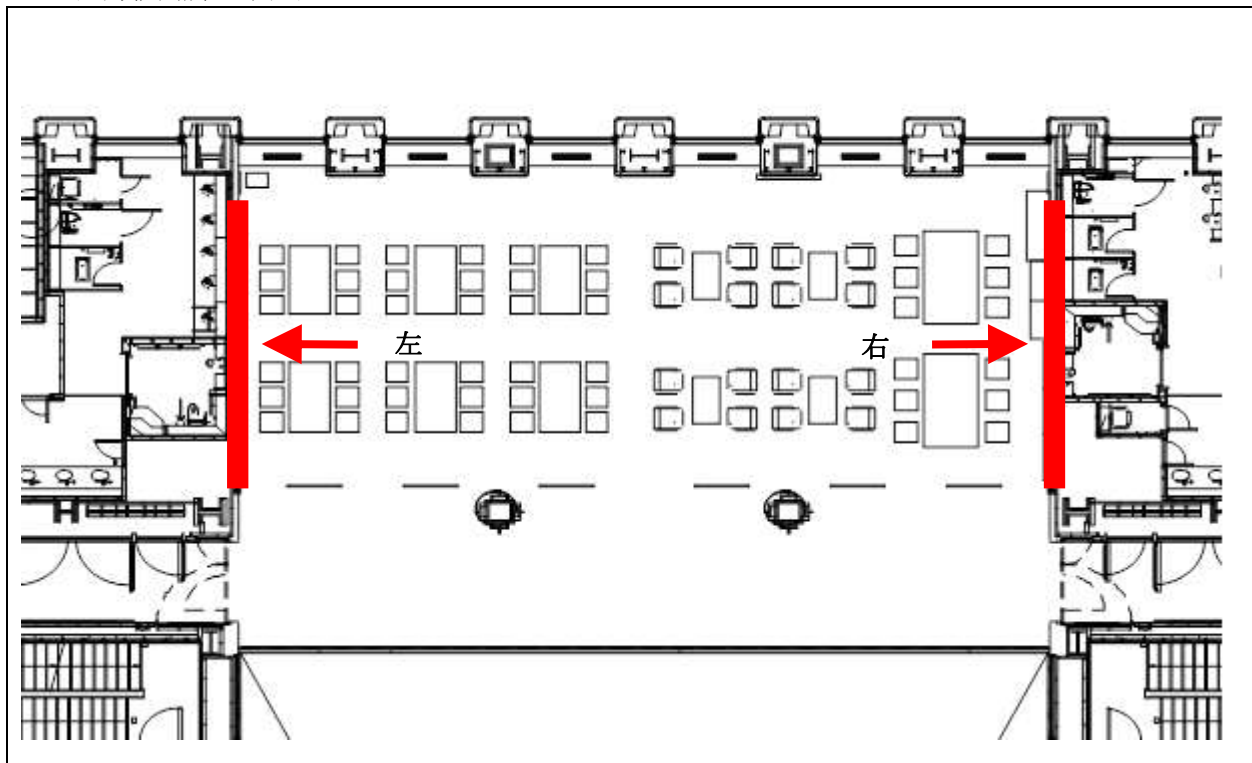
1 広告掲載箇所の写真



左

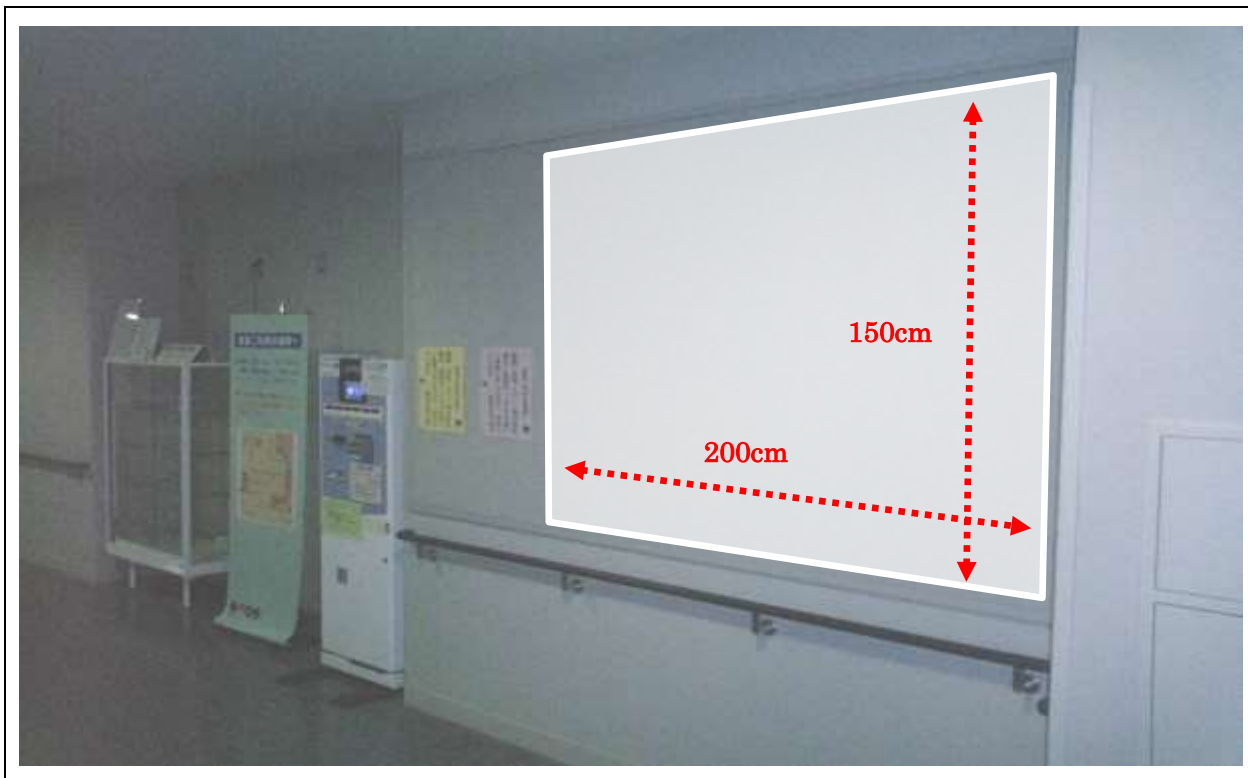
右

2 広告掲載箇所の平面図

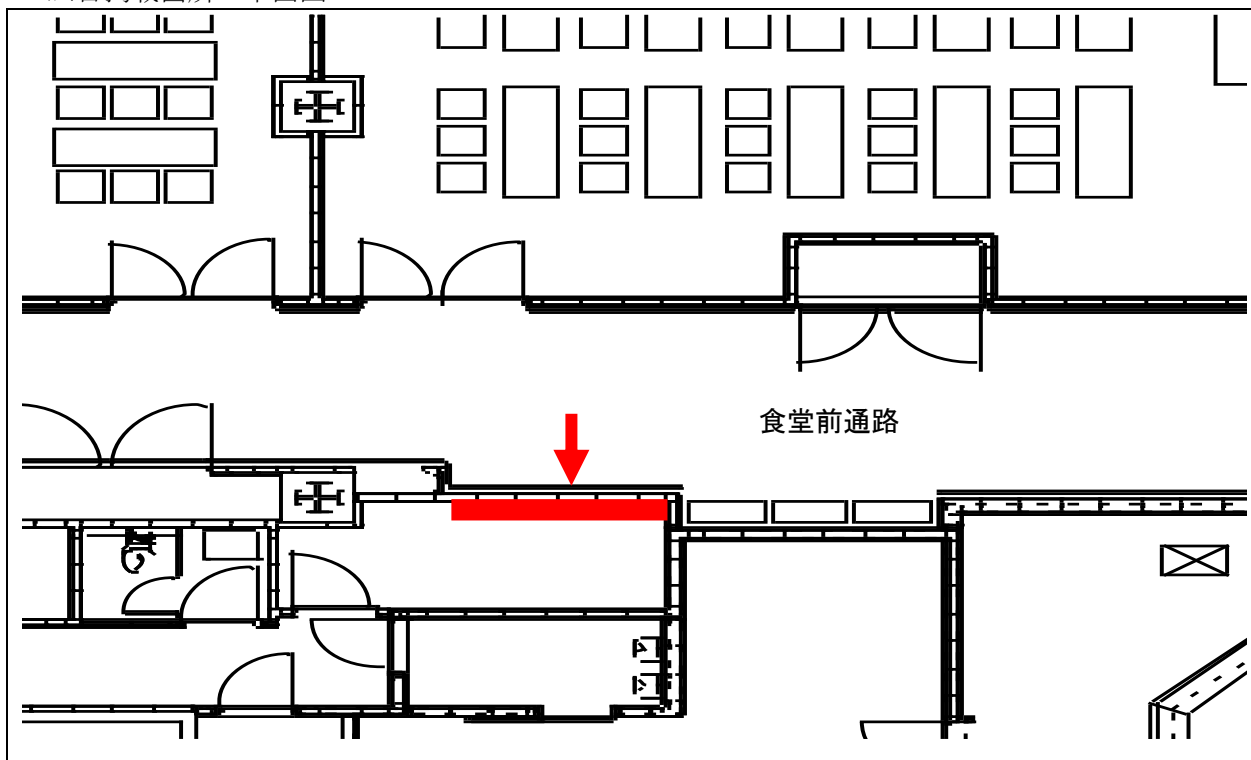


② 2階 食堂前掲示板

1 広告掲載箇所の写真

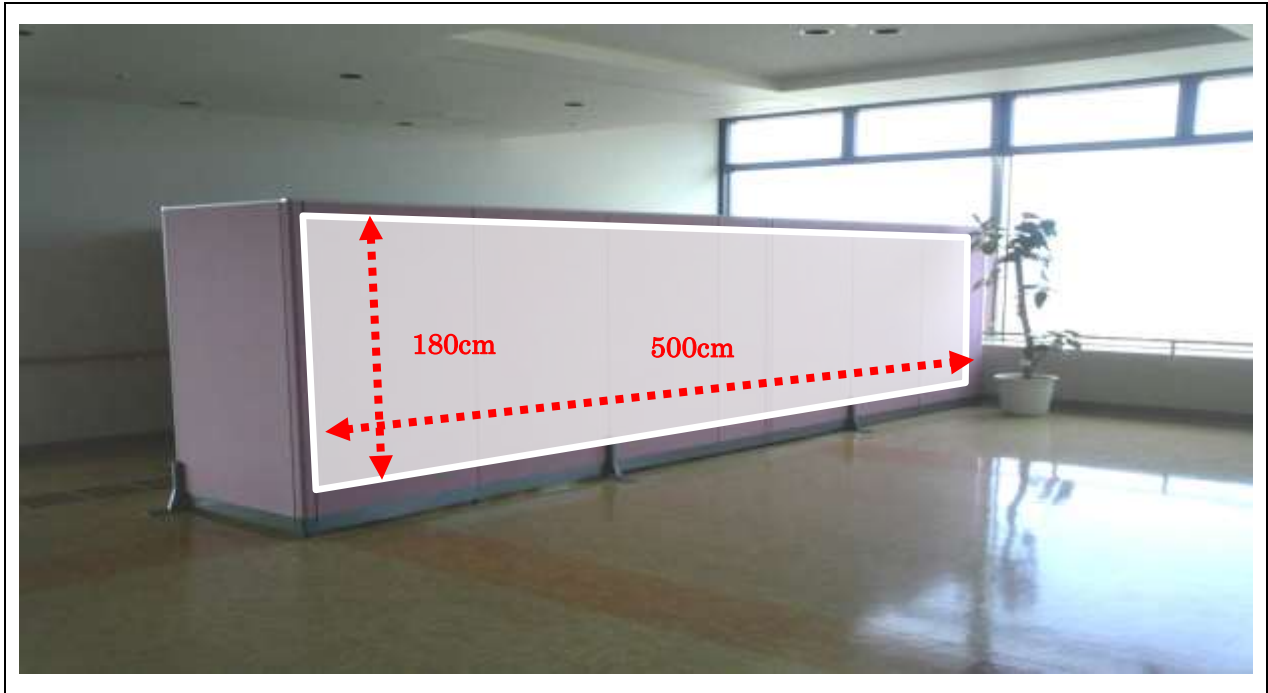


2 広告掲載箇所の平面図

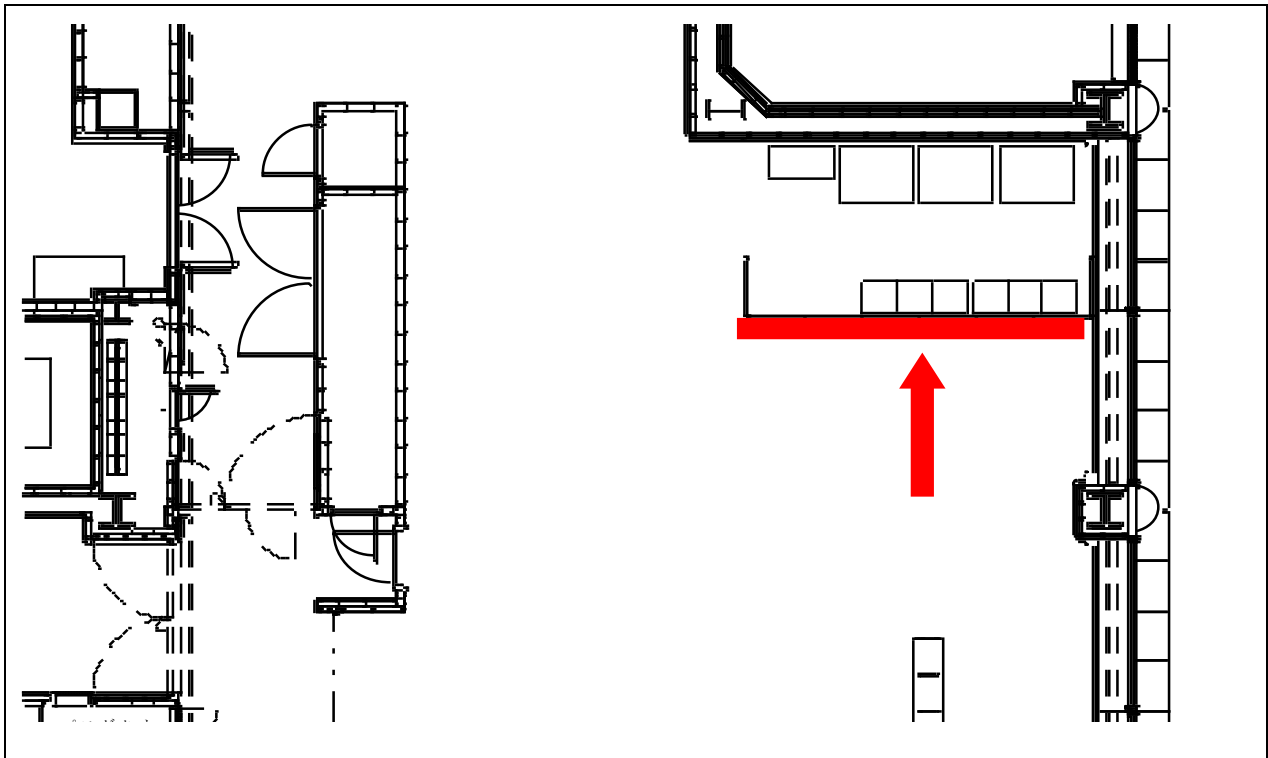


③19階 自動販売機横パーティション

1 広告掲載箇所の写真



2 広告掲載箇所の平面図



2 「石川県立音楽堂」への広告掲載仕様書

1 媒体の概要

施設の名称	石川県立音楽堂
利用目的	邦楽文化と国内初の本格的なプロの室内オーケストラ「オーケストラ・アンサンブル金沢」に代表される洋楽文化の交流・発信拠点施設。 高い音響特性や本格的パイプオルガンを備えた「コンサートホール」と回り舞台や本花道などの舞台機構を備えた「邦楽ホール」、さらに多目的に利用可能な「交流ホール」を併設する音楽文化施設として、多種多様な公演の鑑賞・発表の場を提供し、石川県の音楽文化の振興・発展に寄与することを目的とする。
所在地	金沢市昭和町 20 番 1 号
開館日、時間	年末年始（12月29日～1月3日）を除く、午前9時から午後10時まで
年間利用者数	（R1実績）260,592人
主な利用者	各ホールイベント出演者及び鑑賞者
備考	（客席数） コンサートホール：1,560席、邦楽ホール：720席、交流ホール：250席

2 募集広告枠（別紙参照）

掲載期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
広告掲載箇所	屋内・壁面貼（ポスターフレーム内掲示）
掲載可能スペース	プロムナード壁面 B1サイズ（縦103cm×横72.8cmまで掲載可能）×2枠

3 注意事項等

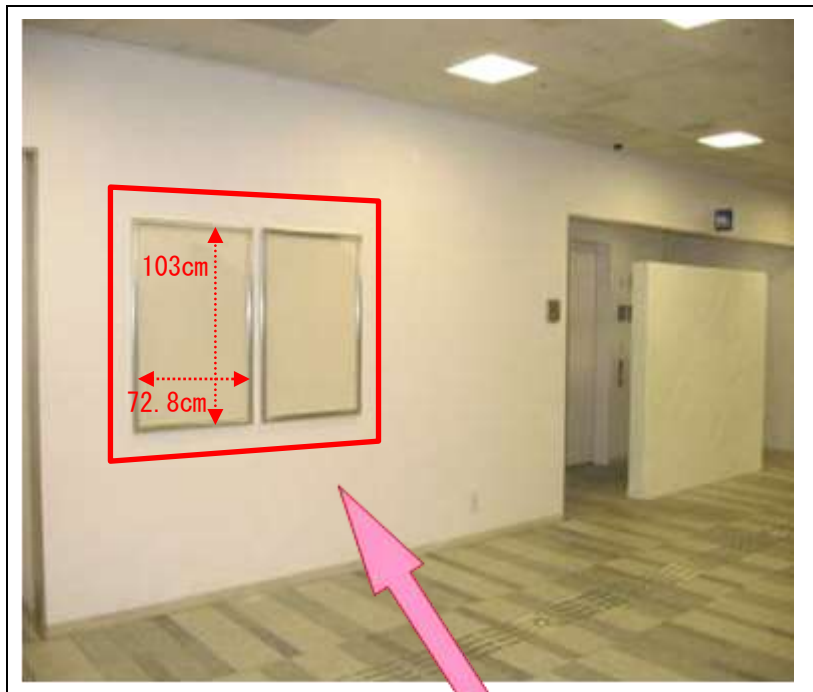
掲載内容に関する制限事項	1. 石川県広告事業掲載基準（第2条、第4条関係） 2. 石川県の文化振興に関連の高いものを優先すること。
掲載方法に関する注意事項	1. 広告物の材質は限定しないが、壁面を損傷することなく、接着による掲示や掲示板の設置等を予定しており、掲出に係る費用は広告掲載者の負担とする。 2. 広告掲出期間終了時には広告掲載者により撤去するものとし、原状復旧に費用を要する場合は広告掲載者の負担とする。
契約後の日程	1. 広告主及び広告内容が決定次第、制限事項に反していないことを判断するために必要な事項（広告主の概要、業務内容や掲載する商品、サービス等）を、県に報告する。 2. 掲載開始日から起算して10日前までに、広告原稿をEメールにて県に提出する。提出後、原稿を修正する必要がある場合は、県と協議の上、速やかにその作業を行う。
その他	—

◆ 連絡先

所 属 石川県 県民文化スポーツ部 文化振興課 企画管理グループ
所在地 〒920-8580 石川県金沢市鞍月 1-1 行政庁舎 10 階
連絡先 電話番号 076-225-1371 / FAX 076-225-1496
電子メール e130700a@pref.ishikawa.lg.jp

「石川県立音楽堂」への広告掲載箇所

1 広告掲載箇所の写真



2 広告掲載箇所の平面図



3 「石川県ふれあい昆虫館」への広告掲載仕様書

1 媒体の概要

施設の名称	石川県ふれあい昆虫館
利用目的	昆虫との触れ合いを通じ、人間と自然との関わりや生命の営みの大切さを学ぶ機会を提供する。
所在地	白山市八幡町戊3番地
開館日、時間	4月1日～10月31日 午前9時30分～午後5時 11月1日～3月31日 午前9時30分～午後4時30分 ※休園日は、毎週火曜日と年末年始（12月29日～1月1日）
年間利用者数	(R1年度実績) 102,228人
主な利用者	施設利用者
備考	蝶が群れ飛ぶ大温室のある昆虫展示施設

2 募集広告枠（別紙参照）

掲載期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
広告掲載箇所	屋内・壁面貼
掲載可能スペース	1階休憩コーナー壁面 ①縦140cm×横110cm ②縦230cm×横70cm

3 注意事項等

掲載内容に関する制限事項	石川県広告事業掲載基準（第2条、第4条関係）
掲載方法に関する注意事項	1. 広告物の材質は限定しないが、壁面を損傷することなく、接着による掲示や掲示板の設置等を予定しており、掲出に係る費用は広告掲載者の負担とする。 2. 広告掲出期間終了時には広告掲載者により撤去するものとし、原状復旧に費用を要する場合は広告掲載者の負担とする。
契約後の日程	1. <u>広告主及び広告内容が決定次第</u> 、制限事項に反していないことを判断するために必要な事項（広告主の概要、業務内容や掲載する商品、サービス等）を、県に報告する。 2. <u>掲載開始日から起算して10日前までに</u> 、広告原稿をEメールにて県に提出する。提出後、原稿を修正する必要がある場合は、県と協議の上、速やかにその作業を行う。
その他	—

◆ 連絡先

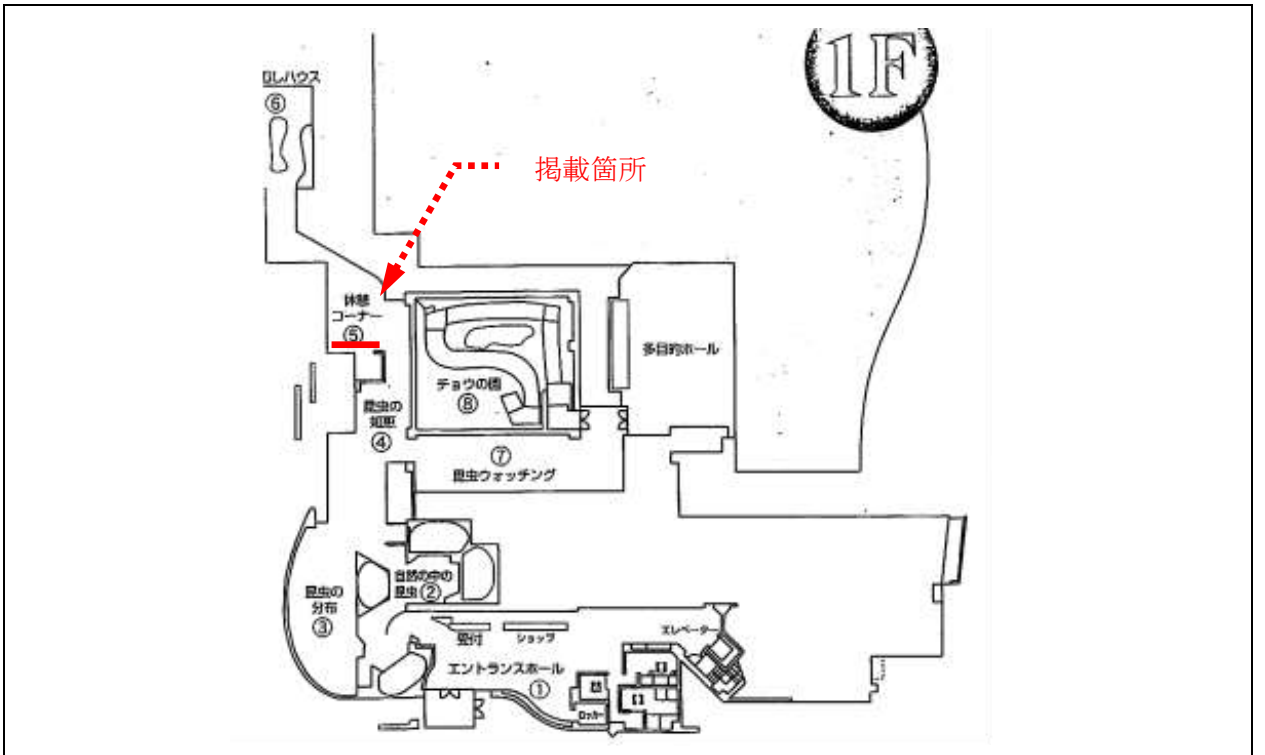
所属 石川県 観光戦略推進部 観光企画課
所在地 〒920-8580 石川県金沢市鞍月1-1 行政庁舎12階
連絡先 電話番号 076-225-1126 / FAX 076-225-1129
電子メール e200100@pref.ishikawa.lg.jp

「石川県ふれあい昆虫館」への広告掲載箇所

1 広告掲載箇所の写真



2 広告掲載箇所の平面図



4 「石川県パスポートセンター」への広告掲載仕様書

1 媒体の概要

施設の名称	石川県パスポートセンター
利用目的	日本国籍を持つ県民の旅券業務全般に関する事務を行う。
所在地	金沢本町1丁目5番3号 リファール3階
開館日、時間	月、水、金、日曜日：9時～17時 火、木曜日：9時～19時
年間利用者数	62,616件(R1年度金沢パスポートセンター旅券申請・交付件数合計)
主な利用者	旅券発給を希望する者
備考	旅券（パスポート）申請のための窓口

2 募集広告枠（別紙参照）

掲載期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
広告掲載箇所	①屋内・壁面貼 ②屋内・パンフレットスタンド
掲載可能スペース	①壁面貼 縦170cm×横210cm ②パンフレットスタンド 縦（幅）50cm×横180cm×高さ150cm以内

3 注意事項等

掲載内容に関する制限事項	石川県広告事業掲載基準（第2条、第4条関係）
掲載方法に関する注意事項	1. 壁面貼については、広告物の材質は限定しないが、壁面を損傷することなく、接着による掲示や掲示板の設置等を予定しており、掲出に係る費用は広告掲載者の負担とする。 2. <u>パンフレットスタンドについては、広告掲載業者又は代理店が設置する。</u> 3. 広告掲出期間終了時には広告掲載者により撤去するものとし、原状復旧に費用を要する場合は広告掲載者の負担とする。
契約後の日程	1. <u>広告主及び広告内容が決定次第、制限事項に反していないことを判断するために必要な事項（広告主の概要、業務内容や掲載する商品、サービス等）を、県に報告する。</u> 2. <u>掲載開始日から起算して10日前までに、広告原稿をEメールにて県に提出する。提出後、原稿を修正する必要がある場合は、県と協議の上、速やかにその作業を行う。</u>
その他	—

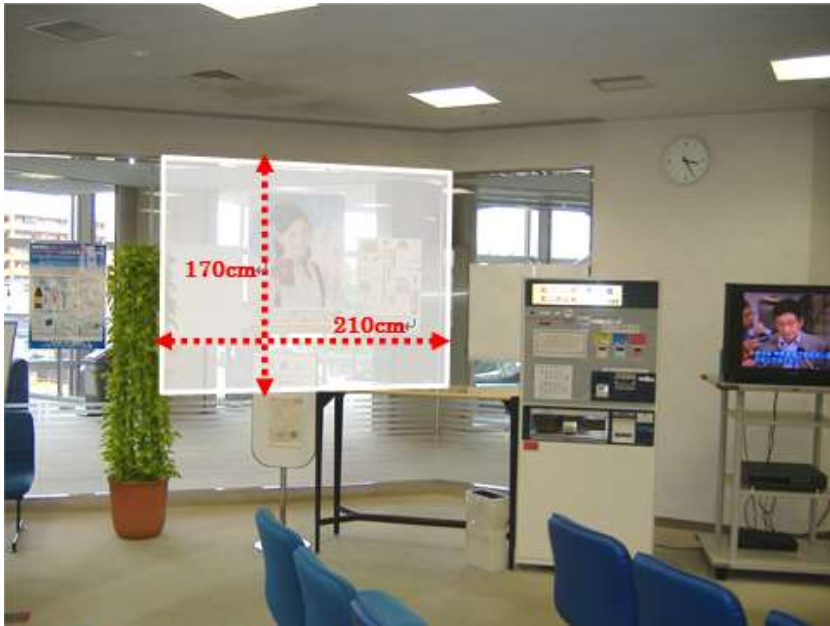
◆ 連絡先

所属 石川県 観光戦略推進部 国際交流課
所在地 〒920-8580 石川県金沢市鞍月1-1 行政庁舎12階
連絡先 電話番号 076-225-1381 / FAX 076-225-1382
電子メール e200500@pref.ishikawa.lg.jp

「石川県パスポートセンター」への広告掲載箇所

1 広告掲載箇所の写真

① ガラス壁面



② パンフレットスタンド



2 広告掲載箇所の平面図

